

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

矢掛町電力等価格高騰支援給付金【均等割のみ課税世帯】 (1世帯あたり7万円又は10万円及びこども加算)のご案内

- 矢掛町電力等価格高騰支援給付金【均等割のみ課税世帯】は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 令和5年度に矢掛町生活支援金(3万円)を受給された方は7万円を、受給されていない方は10万円を支給します。
- さらに、18歳以下の児童を扶養している場合、1人あたり5万円を追加で支給します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- とくに、基準日(令和5年12月1日)以後に世帯構成員に異動があった場合は、確認書の「こども加算対象者」をよく確認してください。基準日以後に生まれた新生児がいる等の場合には、別途お問い合わせください。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円又は10万円
児童1人あたり5万円

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した後、決定通知書にてお知らせします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (基準日: 令和5年12月1日)

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯
(ただし、均等割課税者の扶養親族のみからなる世帯を除く。)

※加算対象となる児童

- ①基準日において同一世帯となっている18歳以下(平成17年4月2日以後に出生した児童)
 - ②基準日以降に生まれた新生児
 - ③別世帯だが扶養している児童
- ※②, ③については
別途「申請書」の提出が必要です

返送が必要です

申請期限: 令和6年5月31日(金)

※令和5年1月1日時点で日本に住所を有し、令和5年12月1日時点で矢掛町に住民登録がある対象者に町から確認書が送付されます。



詳しくは裏面へ

給付金の支給手続き

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、町に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか。
- ②住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか。
- ③「こども加算対象者」に誤りはないか。



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町の窓口へ直接または郵送でご提出ください。



世帯の中に、未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申告の必要があります。
- 申告の結果、均等割のみ課税世帯となった場合には申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町の窓口へ直接または郵送でご提出ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



本給付金については、差押禁止等及び非課税となります。
(「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」)

お問い合わせ先

矢掛町 福祉介護課 電話：0866-82-1026 受付時間：平日9:00～17:00